

# 生活支援



# 相談会

物価高騰の影響を受け生活困窮に直面する町民（高齢者、一人親家庭及びその他世帯等）の方々に、食料等の提供も含めた「生活支援相談会」を下記のとおり開催します。

お気軽にお越しください。

## 相談会：第2回目

相談期間 7月14日（火）～7月31日（金）

※土・日・祝は除く

午前9時00分から午後4時00分まで

相談場所 町立ふれあいの里(大字三崎666番地)

※下記の支援物資は、物価高騰の影響を受け、アンケートにお答えいただいた方に提供します。

生活困窮に直面した町民（高齢者、一人親家庭及びその他世帯等）に提供するための支援物資

### 【第2回目】

※食料品は1セットを提供



#### 1. 食料品（1セット：精米又はパックごはん＋その他食料品）

その他食料品：即席みそ汁、お茶漬け、レトルトカレー、レトルト親子丼、麻婆豆腐の素、即席ラーメン、即席焼きそば、即席和風めん、クッキー等

※1：支援物資【第2回目】の提供方法 ⇒ 裏面をご確認ください。

※2：【第1回目】に提供した支援物資を消費されていない方はご遠慮ください。（生活支援の相談は可能です。）

※3：支援物資が無くなり次第【第2回目】終了

○ご不明な点はお気軽に問い合わせください

社会福祉法人木曾岬町社会福祉協議会

電話68-2760

## 「生活支援相談会」の開催

### ① 「生活支援相談会」の目的

物価高騰の影響を受け生活困窮に直面する町民（高齢者、一人親家庭及びその他世帯等）の方々に食料等の生活必需品を提供するとともに、適切な支援につながる機会の創出を図ることを目的に「生活支援相談会」を開催します。

### ② 相談者の適切な支援につながる機会の創出

「生活支援相談会」において、相談者一人ひとり丁寧に相談する機会を作り、きめ細やかな聞き取り調査等を行い適切な支援や福祉サービスにつなげたいと考えています。

### ③ 生活支援相談会の相談期間

生活支援相談会は、支援物資の提供終了後も相談期間中は継続して開催していますので、お気軽にお越しください。

## 生活支援相談に係る支援物資【第2回目】の提供方法

### ① 支援物資【第2回目】の提供に係る相談予約券の配付日時

相談者の相談時間を確保するため、事前に相談予約券を配付して相談（支援物資の提供含む）日時を割り振りさせていただきます。

相談予約券の配付日：7月10日(金)及び7月13日(月)

相談予約券の配付時間：1回目 午前 9時～午前10時

// 2回目 午前11時～午前12時

// 3回目 午後 1時～午後 2時

// 4回目 午後 3時～午後 4時

※上記の配付時間で両日ともに4回に分散して時間ごとに一定数の相談予約券を配付します。

### ② 支援物資【第2回目】の提供方法

事前に配付した相談予約券に記載されている「生活支援相談会」の相談日時に相談場所（ふれあいの里）までお越しいただき、生活困窮に関する相談やアンケートにお答えいただいた方に支援物資を提供します。

相談予約券に記載の相談（提供）日：7月14日(火)～7月17日(金)

各日相談（提供）時間：午前9時～午前12時又は午後1時～午後4時

※上記の相談（提供）日時を相談予約券に記載しています。